

正しく伝わる特許明細書の 英文チェックポイント

株式会社ユー・イングリッシュ 代表取締役 中山 裕木子



要 約

翻訳者が訳した英文明細書を的確かつ効率的にチェックしたい、翻訳文の良否を判断したい、という知財担当者の要望を聞くことがあった。「英語をチェックする力」は、同時に「英語を書く力」であり、「英語をリライト（ブラッシュアップ）する力」でもある。そこで、翻訳文のチェックを効率化し、かつ翻訳文の良否を判断するために知っておきたい英語の表現技法を紹介する。日本語と英語は「言語の特徴」が異なる。日本語の特徴を英文に引き継ぐのではなく、英語の特徴に添った表現技法を使うことが大切である。特に、「文の組み立て」と「文のつながり」についてとりあげる。次に、特許明細書は法律文書である。円滑な審査と強い権利の取得が可能になる英文明細書へと上げるために、明細書の各項目で留意すべき点についても概説する。これらに関して知財担当者の理解と協力を得ることができれば、英文明細書の品質向上が可能になると考える。

目次

1. はじめに
2. 日本語と英語の違い—PCT 逐語訳を考える
 - (1) PCT 英訳例の現状
 - (2) 英文のリライト検討
3. 英語の特徴によるチェックポイント：「文の組み立て」と「文のつながり」
 - (1) 無生物主語・SVO・能動態の文
 - (2) SV・SVC・SVOの3つだけで書く
 - (3) 単文主義と肯定形主義・文中の情報量を整える
 - (4) 複数文の意味のつながり
 - (5) 英文チェック力向上に役立つ「工業英検」
4. 明細書全体のチェックポイント：各項目の留意点
 - (1) タイトル・背景技術・サマリー
 - (2) 図面の説明・実施の形態
 - (3) クレーム・アブストラクト
5. おわりに—翻訳者と知財担当者の協力関係の提案

外国出願用に翻訳された英文特許明細書は、難解に書かれていることが多い。日本語から逐一丁寧に翻訳された英語が並び、読みづらい場合だけでなく、元の日本語の意味を正しく保持しているかどうか不明な場合がある。いちばんの原因は、日本語と英語の「言葉の特徴の違い」である。日本語はいくとおりに解釈できる余地を残しながら表現できる言葉である。英語は、意味範囲を明確に区切りながら表現する特徴を持つ。日本語と同程度に曖昧に表現した英文は、意味をなさないか、または別の範囲にある別の意味を明確に定義することになる。

また、「日英特許翻訳は逐一对応した直訳でなければならぬ」という考え方による障壁も大きい。実際に、「読みやすい英語で翻訳文を作成したいが、翻訳会社により日本語と英語を逐一对応させる指示があるために難しい」と悩む翻訳者達の声もある。

意図する権利範囲を正しく伝える英文明細書へと上げるためには、両言語が違うことを認識し、英語の特徴に添った表現技法を使うことが大切である。翻訳者の視点から、正しく伝わる英文明細書に上げるための英文の技法、そして明細書の各項目のチェックするポイントを紹介する。

1. はじめに

筆者は日英特許翻訳者として外国出願用の英文明細書への翻訳にたずさわってきた。出願時の英文明細書を読みやすく仕上げれば、審査が円滑に進むのではないかと考えた。また、誤解なく伝わる英語で記載しておけば、特許取得後に適切に権利行使できるのではないかと考え、正しく伝わる英文明細書のあり方を模索してきた。

2. 日本語と英語の違い—PCT 逐語訳を考える

(1) PCT 英訳例の現状

日英特許翻訳について考えるとき、必ず話題にのぼるのが「和文からどこまでの意識が許容されるか」という点である。特に日本語で PCT 出願（国際出願）をした後に米国の国内段階に移行するために英語の翻訳文が必要となるいわゆる「PCT 翻訳」は、直訳でなければいけないという議論がある。またパリルート出願であっても、日本国出願の優先権を主張して出願するためには直訳でなければいけないという議論がある。

PCT 出願について、法律を確認する。特許協力条約第 46 条に「国際出願の正確でない翻訳」という項目がある。そこに「国際出願が正確に翻訳されなかったため、国際出願に基づいて与えられた特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる」場合の記載がある。その限りにおいて「特許が無効であることを宣言することができる」とある。特許無効化の可能性は確かに怖い。しかしこれは新規事項追加に関する記載であり、「翻訳のあるべき姿」についての具体的な定義はなされていない。米国の国内法でも、35 U.S.C. 375 Patent issued on international application: Effect. に記載される「不正確な翻訳」には新規事項の追加についての記載があり、翻訳文の定義は見られない。

そこで、翻訳のあるべき姿を探るために、いわゆる「PCT 逐語訳」の現状をここで検討する。PCT 出願の日本語明細書（日本国を受理官庁とした国際出願の明細書）と英文明細書（米国への国内移行時の翻訳文）のペアをアトランダムに抽出した。なお、各文は個別の英文品質をとりあげる意図はなく、一般的な和文および英文の例示として見ていただきたい。また紙面の都合上、図面なしに平易に技術を理解するために、背景技術の冒頭部分を使用する。なお、背景技術の箇所は実施の形態やクレームに比べると重要ではないという意見もあるが、背景技術は、明細書全体に関わる部分である。また、英文の品質が露呈する箇所でもある。背景技術が読みやすく適切に書かれている英文明細書では、その先の実施の形態とクレームにおいても適切な処理がなされていることが多い。

PCT 訳例 1

撮像素子（イメージセンサ）を使用したカメラ等の撮影装置では、撮影レンズによって結像される被写体像に撮像素子の

サンプリング周波数と同程度以上の高周波成分が含まれていると、被写体に本来存在しないモアレや偽色が発生して撮影画像が劣化することがある。(WO2015098305)

In a photographing apparatus, such as a camera, etc., which uses an image sensor, if a high-frequency component that is greater than that of the sampling frequency of the image sensor is included in an object image formed through a photographing lens, moire and false color that does not originally exist in the object image can occur, thereby deteriorating the photographed image. (US201701959)

PCT 訳例 2

通常、バンド・パス・フィルタにおいては通過帯域の中心周波数は固定である。このバンド・パス・フィルタにおいて、中心周波数を変更する場合は、バンド・パス・フィルタ毎交換するか、バンド・パス・フィルタの内部の素子の交換により再調整を行うしかなかった。(WO2013187139)

Normally, a center frequency in a pass band is stationary in a bandpass filter. In a case where the center frequency is changed in the bandpass filter, there is no alternative but to replace the bandpass filter itself, or to adjust the center frequency again through replacement of an internal element of the bandpass filter. (US9590285)

PCT 訳例 3

従来から、エンジンと、回転電機である走行モータとの少なくとも一方を駆動源として走行するハイブリッド車両であって、走行中に HV モードと EV モードとの切り替えを行って走行するハイブリッド車両が知られている。(WO2015004782)

In the related art, there is known a hybrid electric vehicle which travels with at least, one of an engine and a traveling motor which is a rotary electric machine, as a drive source, wherein the hybrid electric vehicle travels by switching between an HV mode and EV mode during travel. (US9849870)

これらの例では、日英が逐一に対応している。そして、次のような日本語の特徴を英文が引き継いでいる。

句が飛び出す：日本語は「句が文頭に飛び出す」特徴がある。文頭に飛び出す「～において (In a...)」は、たいてい英語では主語である。また「通常」や「従来」といった修飾語は、「通常～である」や「従来から知られている」のように、修飾先が「動詞」であるが、動詞から離れて文頭に飛び出す。つまり「撮影装置では、」＝「In a photographing apparatus,」「通常、」＝「Normally,」「従来から、」＝「In the related art,」といった具合に、日本語の句の文頭への飛び出しが、そのまま英文で引き継がれている。その結果、日本語と英語の句読点に対応し、英文に日本語が透けて見える。

難解な表現, 長い表現：日本語では主語をいわずとも文が成立する。英語は必ず主語を使う。日本語に主語が明示されていない場合に、there is 構文＝「～がある」や exist＝「～が存在する」といった英語表現が見られることがある。さらには、和文は区切りが少なく、一文が長くなりがちである。その結果、英文では関係代名詞（特にコンマなしの限定用法）の使用が多くなる。こうして難解な英語表現が増える。

英文が審査される時、元の日本語は脇に存在しない。日本語の特徴を残した英語を審査官が素早く理解することは難しい可能性がある。その結果、技術分野の用語のみが重複する案件を引例にあげて拒絶を出す、といったことが起こりえるかもしれない。また、難解な英文明細書を元に他国への翻訳がなされた場合、他の言語では、さらに難解な明細書が作成されてしまう可能性がある。また特許取得後、権利行使の場で重箱の隅をつつくような争いが生じた場合、難解で不明瞭な表現では、争いに耐え抜くことが難しくなるかもしれない。

(2) 英文のリライト検討

次に、先に例示した英文を英語の特徴に応じた表現に書き換えてみる（ここでは「書き換え」を「リライト」と呼ぶ。「主語から開始する平易な構造の文」に変更し、文が長い場合には区切る。リライトでは、大幅な表現の変更は避け、元の表現をできるだけ保持して短時間で英語の特徴に応じた表現に変更する。リライト前と後の単語数を括弧内に記載した。なお、リライトは、本記事の筆者によるものであり、原文とは無関係である。

訳例1のリライト案

→ A photographing apparatus such as a camera, which uses an image sensor, forms an object image through a photographing lens. The object image, if containing a high-frequency component greater than the sampling frequency of the image sensor, can have moire and false color that are not originally seen, thereby deteriorating the photographed image. (62 ワード→53 ワードに減)

訳例2のリライト案

→ A bandpass filter normally has a stationary center frequency in its pass band. When the center frequency changes, the bandpass filter is to be replaced, or the center frequency is to be adjusted by replacing an internal element of the filter. (55 ワード→41 ワードに減)

訳例3のリライト案

→ A known hybrid electric vehicle travels using at least an engine or a traveling motor, which is a rotary electric machine, as a drive source. The hybrid electric vehicle switches between an HV mode and EV mode while traveling. (51 ワード→39 ワードに減)

英文の「リライト」にはメリットがある。まず、語数が減ることで翻訳料金が減る。同時にチェックの時間コストも減る。次に、原文の内容をより適切に保持するまたは保持しているかどうか特定しやすくなる。最後に、他の言語に訳しやすくなる。

メリット①語数が減り、翻訳料金が減る。チェックの時間コストも減る。

リライト前と後の単語数は、1文につき10ワード程度減った。英文の仕上がりワードを基準に翻訳料金が算出されている現状では、200円～300円程度が節約できるだろう。日英の翻訳では、通常は元の日本語1万文字に対して仕上がり英語は5000ワード、つまり日英の変換率がおおよそ0.5となることが一般的とされる。リライトにより、日英の変換率を下げるができる。今回の例の日英の変換率をリライト前とリライト後で計算すると、次の通りに変化する。

日英の変換率	リライト前	リライト後
訳例 1	0.51 (62 ワード/121 文字)	0.43 (53 ワード/121 文字)
訳例 2	0.45 (55 ワード/122 文字)	0.33 (41 ワード/122 文字)
訳例 3	0.50 (51 ワード/101 文字)	0.38 (39 ワード/101 文字)

「背景技術」はリライトの効果が出やすい箇所かもしれない。しかし、明細書全体を通したリライトでも、日英の変換率は、たいてい 0.46~0.43 程度まで落とすことができる。

なお、この語数減による翻訳料金の差異は、翻訳コストの差として数字で確認することが難しいという現状もある。通常、翻訳文は仕上がりワード数で料金を計算することが多いため、仕上がりワード数が減れば、実際に翻訳コストが下がる。しかし、例えば特許事務所が翻訳者に翻訳を依頼する場合、特許事務所の依頼元である出願人企業にも仕上がりワード数で料金を請求することが多いため、翻訳ワード数が減ることのコスト効果が体感できない。出願人企業が直接翻訳者に翻訳を依頼する場合、実際に仕上がりワード数が減るが、そのことを確認する手段が乏しいという現状もある。また、翻訳者の側から見ると、仕上がりワード数を基本にして翻訳依頼が行われている限りにおいて、冗長に訳す方が報酬が高くなり、簡潔に訳すと報酬が低くなる、という矛盾が生じてしまう。したがって、仕上がりワード数ではなく、元の和文の文字数を元にして翻訳料金が決定されるようになれば、この矛盾が解決するとともに、特許事務所・出願人企業にとっても、依頼時に料金が確定し、翻訳者による料金のばらつきは是正される。

いずれにしても、リライトすると語数が減ると同時にチェックがしやすくなり、チェック時間コストが減ることに着目していただきたい。これは特許事務所・出願人企業・翻訳者のいずれにも、実感しやすい効果と考えられる。「直訳でないか」という意見を聞くことがある。しかし、リライト後の英文は、実際には和文からの逸脱がむしろ少なく、和文と対応させながらチェックができることが多い。リライト後の英文を和文に対応させて、チェックの平易さや逸脱の有無を確認する。紙面の都合上、二例のみの検討とする。下線の種類の別で、和英の対応を示す。日英の両者を比較的平易に目で追っていけると思う。

訳例 1

撮像素子（イメージセンサ）を使用したカメラ等の撮影装置では、撮影レンズによって結像される被写体像に撮像素子のサンプリング周波数と同程度以上の高周波成分が含まれていると、被写体に本来存在しないモアレや偽色が発生して撮影画像が劣化することがある。

A photographing apparatus such as a camera, which uses an image sensor, forms an object image through a photographing lens. The object image, if containing a high-frequency component greater than the sampling frequency of the image sensor, can have moire and false color that are not originally seen, thereby deteriorating the photographed image.

訳例 2

通常、バンド・パス・フィルタにおいては通過帯域の中心周波数は固定である。このバンド・パス・フィルタにおいて、中心周波数を変更する場合は、バンド・パス・フィルタ毎交換するか、バンド・パス・フィルタの内部の素子の交換により再調整を行うしかなかった。

A bandpass filter normally has a stationary center frequency in its pass band. When the center frequency changes, the bandpass filter is to be replaced, or the center frequency is to be adjusted by replacing an internal element of the filter.

メリット②原文の内容をより適切に保持する、または保持しているかどうか特定しやすくなる

元の英文が和文の内容を保持しているかどうかを確認する。訳例 3 より一部分を取り出す。「走行中に HV モードと EV モードとの切り替えを行って走行する」に対応する英文は「The hybrid electric vehicle travels by switching between an HV mode and EV mode during travel.」であった。逐一相応しているように見えるが、「手段の by」を使ったこの英文だけを読むと、次の意味になる。つまり「HV モードと EV モードを切り替えることにより走行する」となる。しかし、元の和文が意図しているのは、厳密には「モードの切り替えが走行する手段となっている」のではなく「走行の際に HV モードと EV モードを切り替える」ことであろう。細かい点かもしれない。しかし、

この種の「小さなずれ」が実施の形態およびクレームの随所で生じ、かつ読み手の誤った解釈が生じれば、意図する権利範囲に影響を及ぼす可能性がある。

また、少ない語数で内容が伝わりやすくなっている英文のほうが、知財担当者が英文をチェックするとき、翻訳者による技術の誤解釈や誤記を抽出しやすいだろう。

なお、「特許明細書では内容をぼやかして不明瞭に書いておきたい」という明細書作成戦略があるとするれば、ここでは、しばしそのことを忘れていただきたい。日本語ではそれが可能かもしれない。しかし英語はいずれにしても「明快」に意味範囲を決める言葉である。ぼやかしたつもりであっても、何らかの意味を区切っている。それであれば、正しい意味を区切るほうがよい。

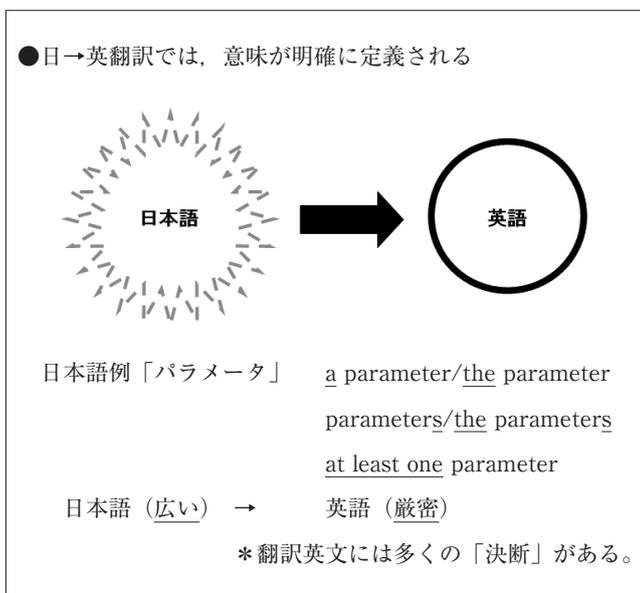


図1：日→英翻訳のイメージ

メリット③他の言語に訳出しやすくなる

特許の出願先は米国などの英語圏だけではない。他の言語を使った国に出願する際、日本語から英語以外の言語へ翻訳することもあれば、日本語→英語→他言語へと翻訳する機会も多くある。「翻訳」という行為は、回を重ねることで、原文からの「変化」または「劣化」をどうしても伴ってしまう。この変化を、最小限にとどめなくてはならない。第一言語から英語への翻訳文が複雑な英文になってしまうと、その先の内容の回復は難しくなり、第一言語の意図が失われていく可能性がある。

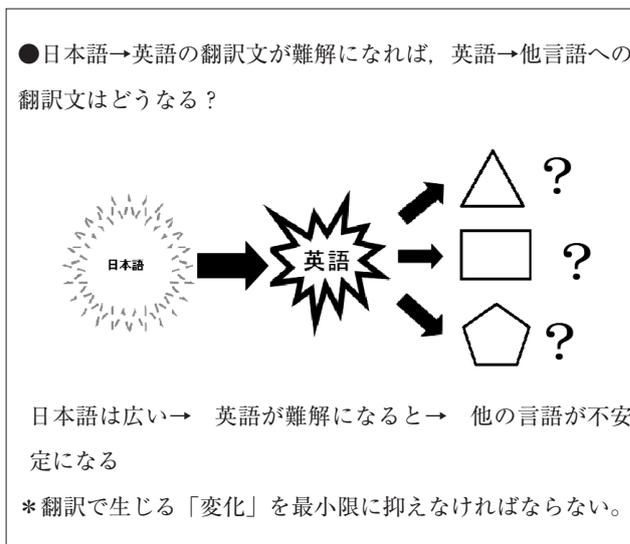


図2：日→英→他言語への翻訳イメージ

3. 英語の特徴によるチェックポイント：「文の組み立て」と「文のつながり」

伝わる英文明細書に上げるためには、対象言語である「英語」の特徴に沿った技法で書くことが大切である。日本語との差異に着目した英文の特徴は、「文の組み立て」と「文のつながり」において顕著である。そこで、次のような英文チェックポイントが考えられる。

チェックポイント	リライト案
「文の組み立て」チェックポイント	
◆主語から文がはじまっているか	→文頭に飛び出す句を主語に使う →文頭に飛び出す副詞を文中に移動する
◆一文の単語数が多すぎないか	→不要な語があれば一語でも減らす
◆SVOC, SVOO が頻出していないか	→SV, SVC, SVO のいずれかで組み立てる
◆受動態が多すぎないか	→無生物(モノ・動作・現象)を主語にしたSVO・能動態を検討する →自動詞を使った能動態も使う
◆not を使った否定文が多くないか	→否定の内容を肯定文で表す
◆when や if を使った複文が多くないか	→単文に書き換える
「文のつながり」チェックポイント	
◆1つの文に異なる種類の情報が多く混在していないか	→文を区切る →文を情報ごとに切り分けた上で、適切な方法でつなぎ直す →関係代名詞の非限定(コンマ+ which = 「必須でない補足の説明」などを使って、一部を「補足説明(サブ情報)」とする

	→文末におく分詞の使用を検討する →文を2文に分け、前の文の情報を表す This (このこと) を主語にした SVO で2文目を書く
◆複数文の主語が様々に変わり、視点がばらついていないか	→主語をそろえ、視点を整える
◆複数文の主語に「新しいもの」ばかりが使われていないか	→前文で出した情報を主語に使用して整える
◆ Therefore, Accordingly, といった接続の言葉が頻出ししていないか	→接続の言葉の使用を控え、「内容」で文と文をつなげることを検討する

図3：英語の特徴による英文のチェックポイント

上のチェックポイントを理解して活用するために、米国企業による特許明細書を例として英語の特徴を説明する。特に (1) 無生物主語・SVO・能動態の文, (2) SV・SVC・SVO の3つだけで書く, (3) 単文主義と肯定形主義・文中の情報量を整える, (4) 複数文の意味のつながり, をとりあげる。米国特許から抜粋した英文中の着目箇所に下線を引く。和訳は筆者による。各技法についてより詳しくは、拙著「外国出願のための特許翻訳英文作成教本 (丸善出版, 2014)」を参照されたい。

(1) 無生物主語・SVO・能動態の文

英語は「人」ではなく「モノ」や「現象」「動作」などを主語にする「無生物主語」を多く使う。また「無生物が、何かをする」という SVO の構文も多く使う。SVO を使った文は、他の構文に比べて力強く、明快に内容を伝える。

また、受動態の使用を必要時のみにとどめ、能動態の使用を増やすことが大切である。「無生物主語」「SVO」「能動態」の3つを満たす文がどのようなものか、米国特許明細書より抜粋して紹介する。

例1: 「使用 (The use)」という動作を主語にして SVO・能動態で表現。無生物主語「使用 (The use)」が「大きな関心 (great interest)」を「生成する (generate)」, と SVO・能動態で表現する。

BACKGROUND

The use of low power wearable sensors (e.g., apparel compute devices) has generated great interest in smart garments for sport and fitness that enable real-time

processing of biometric data such as heart rate, respiration rate, body temperature, and motion that may be correlated to provide an indicator of an athlete's performance.

(背景技術: 低電力ウェアラブルセンサー (アパレル計算機) を使って, アスリートの状態を協働して表す心拍, 呼吸速度, 体温, 動きといった生体データをリアルタイムに処理できるスポーツ・フィットネス用のスマート機器への関心が高まっている。)

United States Patent 9,819,122 (Intel Corporation*)

* 括弧内には Assignee (譲受人) を示す。以下同様。

例2: 「ジェットコースター (Traditional roller coasters)」という「モノ」を主語にして, 「スリル (thrill)」を「実現する (achieve)」と組み立てる。「モノ」を擬人化して主語にした大胆な表現。

Background of the Invention:

Traditional roller coasters achieve thrill by using low speed lift hills, steep drops, 360 degree loops, and high-speed turns.

(背景技術: 従来のジェットコースターでは, スリル感を実現するために, 低速での登りがあり, その後の急降下, 360度回転, そして高速でのカーブ通行, を実施していた。)

United States Patent 6,007,338 (Disney Enterprises, Inc.)

例3: SVO を作る動詞は, 簡単なほうがよい。主語も目的語も選ばない平易な動詞 use を使い, 「ウェブブラウザ (A web browser)」が「プロトコル (protocol)」を「利用する (use)」と表現する。

A web browser uses a standardized interface protocol, such as HyperText Transfer Protocol (HTTP), to make a connection via the Internet to other computers known as web servers, and to receive information from the web servers that is displayed on the user's display.

(ウェブブラウザは, HTTP などの標準化インターネットプロトコルを利用し, インターネットにより, ウェブサーバとして知られる他のコンピュータに接続をしたり, ユーザのディスプレイに表示されたウェブサーバからの情報を受信する。)

United States Patent 7,191,397 (Dell Products L.P.)

例4：SVOを作る平易な動詞に include (～を含む) がある。明細書では「～を備える」の意味で万能に使える。

Electronic devices often include displays. For example, cellular telephones and portable computers often include displays for presenting information to a user.

(電子機器は通常ディスプレイを備えている。例えば、携帯電話やポータブルコンピュータは、ユーザに情報を提示するためのディスプレイを備えている。)

United States Patent 9,818,976 (Apple Inc.)

(2) SV・SVC・SVOの3つだけで書く

いわゆる「5つの文型」としてSV, SVC, SVO, SVOO, SVOCを学校で習った。しかし「伝わる英文」を書くためには、はじめの3つ、つまり[SV, SVC, SVO]だけを使って書けばよい。3つの文型に限定することで、読み手に負担が少ない平易な英文を、誤らずに組み立てることができる。

例1【SV】：動詞 focus (焦点をあてる) には、「自動詞」と「他動詞」の用法がある。「自動詞」で使ってSVで書けば、能動態で書くことができる。つまり have been focused on ではなく have focused on と能動態で書ける。

A number of these efforts have focused on locating, by a web server, telephone numbers within web pages and linking a dialing application to the located telephone numbers.

(これらの取り組みが主に着目してきたのは、ウェブサーバがウェブページ内の電話番号を特定し、その電話番号にダイヤルアプリケーションをリンクする方法である。)

United States Patent 8,315,362 (Citrix Systems, Inc.)

例2【SVC】：動名詞 (～すること) を主語に使い、be動詞を使ってSVCで組み立てる。be動詞を使って「同等比較 as...as」を大胆に活用し、淡々と描写する。

Seeing a moving image on a computer screen is simply not as exciting as feeling the ride in real time.

(実際にジェットコースターに乗る体験に比べると、スクリーンで動画を見ても、顧客はそれほどの興奮を覚えない。)

United States Patent 6,007,338 (Disney Enterprises, Inc.)

例3【SVO】：「一例として～があげられる」という例示表現に、XX include YY. のSVOが使える。

Various methods have been developed for depositing dielectric materials across semiconductor substrates. Such methods include chemical vapor deposition (CVD) processes and atomic layer deposition (ALD) processes.

(誘電体を半導体基板に蒸着させる様々な方法がある。一例として、CVD (化学蒸着) や ALD (原子層蒸着) などがあげられる。)

United States Patent 7,737,047 (Micron Technology, Inc.)

(3) 単文主義と肯定形主義・文中の情報量を整える

「単文」とは、主語と動詞が1セットのみ登場するシンプルな文である。対する「複文」とは、主語と動詞が2セット登場する文で、主節と従属節からなる。if や when を使った「複文」を使いたくなる場面でも、英語では単文で表す技法が多くある。

英語は否定的な内容を「not」を使わずに表す表現が豊富にある。

また、英語では「1つの文には1つのメイン情報」のみを含めることが大切である。文中の複数の情報を「メイン情報」と「サブ情報」に整える。

例1【単文主義】：「前置詞句」を使うことで、複文を避けて単文で表現する。In the case of... や When ... is (are) used (～の場合) といった表現を避けてシンプルに表現できる。

For high-performance image sensor arrays, one design includes an array of photosensors of a width comparable to the width of a page being scanned, to permit one-to-one imaging generally without the use of reductive optics.

(高性能のイメージセンサーアレイの場合、スキャンするページの幅と同じ幅を有する光検出器を並べる方法がある。それにより、縮小型光学装置を使わずに一对一の撮像が可能になる。)

United States Patent 6,967,683 (Xerox Corporation)

liquefy or “reflow” the bumps, thus forming electrical connections at the discrete locations.

(続いてパッケージを加熱することで、 bumps を一部液化する(リフローとよぶ)。その結果、離散的な箇所での電氣的接続が実現する。)

United States Patent 7,808,112 (Micron Technology, Inc.)

例2【肯定形主義】：接頭辞 un を付した反対語で、「明らかになっていない」を remain unclear として肯定表現する。

Despite their widespread use in these conditions, the overall effectiveness and safety of these drugs remain unclear.

(このような条件下での使用が広まっているにもかかわらず、薬剤の効能と安全性については、未だ明らかになっていない。)

United States Patent 9,492,515 (CUREMARK, LLC)

例3【文中の情報量を整える】：1つの文に含めたい内容が多い場合には、文中の「補足説明」の部分を「関係代名詞の非限定用法(コンマ+ which)」を使って表す。関係代名詞の非限定用法は、「コンマ+ which 以下を削除しても文の伝えたいことに支障がない」場合、つまり文に必須の内容ではなく、補足的な内容に使用ができる。文と文をつなぐ技法でもある。

A significant development in computer networking is the Internet, which is a sophisticated worldwide network of computer systems.

(コンピュータネットワークを大きく進展させたのはインターネットである。インターネットとは、洗練された世界規模コンピュータシステムネットワークである。)

United States Patent 7,191,397 (Dell Products L.P.)

例4【文中の情報量を整える】：文末に使う分詞 (...ing) で、文をつなぐ方法がある。文末分詞で「流れよく」説明をつなぎ、「その結果～となる」を表すことができる。

The package may be subsequently heated to partially

(4) 複数文の意味のつながり

日本語と英語では、文と文の「つながり」が違う。日本語では「そこで」「したがって」「ゆえに」と接続的な言葉でつないでいく。一方、英語では、文と文を「言葉」ではなく「内容」でつなぐ。伝わる英文を書くためには、視点をそろえ、表現をそろえることで、文と文を適切に関連づける。さらに、各文の主語をそろえる、または前の文で出した情報を次の文の主語に使う。また、概要から詳細へと内容を展開することで、特に接続的な言葉(例：therefore や accordingly)がなくても、文と文がつながる。

具体的なテクニックとして「視点(主語)をそろえる」「This を主語にして前文とのつながりを出す」「such でつなげる」「前の文の内容を引き継いでつなぐ」の項目を説明する。いずれも日本語の発想には無い、英語の特徴である。

例1【視点(主語)をそろえる】：日本語では書きたいことから書きはじめたり、モノのことを書いている途中で書き手の視点が入ったりすることが多く、視点がばらつきやすい。下の例文では、各文の主語が metal にそろっている。したがって主語 metal から見た世界が展開され、視点がそろって読みやすい。また、2文目からの主語には定冠詞 the を使うことで、処理の順序もわかりやすい。

A metal is deposited in at least one trench or channel in the dielectric layer and on surrounding areas of the dielectric layer. The metal is selectively etched from the surrounding areas while the metal in the at least one trench remains protected, forming the metal pattern in the at least one trench.

(金属を誘電体層の少なくとも一つのトレンチ(チャンネル)及びその周辺に蒸着させる。エッチングにより、トレンチ内の金属を残しながら、周辺の金属を除去することにより、金属

パターンを形成する。)

United States Patent 8,329,580 (Micron Technology, Inc.)

例2【Thisを主語にして前文とのつながりを出す】：前の文で出した情報を、次の文で、Thisを主語にして引き継ぐ。文と文の意味上のつながりを示すことができる。

In this particular embodiment, the first die 902 has one or more pads 908 connected directly to the second die 904 by a wire bond 918 or similar connection. This allows interconnection between the circuits on the dice 902, 904 within the package 900.

(特定の実施の形態においては、第1のダイ902には1以上のパッド908が備えられ、パッド908は第2のダイ904に対してワイヤーボンド918などにより直接接続される。これにより、パッケージ900内でのダイ902、904の回路での相互接続が可能になる。)

United States Patent 7,808,112 (Micron Technology, Inc.)

例3【suchでつなげる】：1文目の主語と2文目の主語をそろえた上で、2文目の主語にsuch(そのようなもの)を加える。Suchにより、theseやtheを使うよりも自然に文と文を内容でつなげることができる。

BACKGROUND

Social network systems typically enable users to create social network groups. For example, such social network groups may include groups of friends or groups of contacts. (ソーシャルネットワークシステムによれば、ユーザは一般的にソーシャルネットワークグループを構築することができる。例えば、ソーシャルネットワークシステムには友人のグループや知人のグループがある。)

United States Patent 9,811,53 (Google Inc.)

例4【前の文の内容を引き継いでつなぐ】：2文目以降では、主語に「新しい」ものを使わず、既出の内容を主語に使う。前の文の内容を主語にすることで、順に内容を引き継いでつないでいる。最終文のみに接続的な言葉Thusを使っている。

A social networking system allows its user to connect to and communicate with other social network users. The communications may be through users sending each other messages, which may include one or more audios, videos, and/or images. The messaging often does not incur per message charge; it is less disruptive than real-time communications (e.g., telephone calls); and it can contain more information (e.g., video or images) than other means of communications. Thus, messaging has become imminently popular among social network users.

(ソーシャルネットワーキングシステムのユーザは、他のソーシャルネットワークユーザとつながり、コミュニケーションを取ることができる。コミュニケーションは、互いにメッセージを送り合うことで行う。音声・動画・画像を含めたメッセージも送ることができる。このようなメッセージ送信は、1件ごとの料金はかからない。電話などのリアルタイムなコミュニケーションよりも邪魔にならず、他のコミュニケーション手段よりも、動画や画像を含めた多くの情報を送れる。したがって、ソーシャルネットワークユーザの間でメッセージ送信は急速に利用が増えている。)

United States Patent 9,641,477 (Facebook, Inc.)

(5) 英文チェック力向上に役立つ「工業英検」

英語チェック力を向上するために、具体的にどのように勉強すればよいかと尋ねられることがある。実際に明細書全体を英語に翻訳する機会がない場合でも、チェックを効率化したい、または明細書全体は翻訳しないが、オフィスアクションの応答の際に補正用のクレームを作成することがある、または現地代理人へのレターや意見書を英語で書くことがある、といった知財担当者による質問であった。「英語をチェックする力」は、同時に「英語を書く力」であり、「英語をリライトする力」でもある。明細書全体を翻訳しない場合であっても、良い英文と悪い英文を判断し、どこを改善すれば良くなるか、ということを決断する「リライト力」をつけることで、効率的なチェックが可能になる。

そこで、実際に継続的に英語を練習したいと希望される方のために、「正確・明確・簡潔」に技術系の英語を書く力を試す検定試験である「工業英検」をここに紹介する。工業英検は、公益社団法人日本工業英語協会が実施する「科学技術文書を読む能力・書く能力を

客観的に正しく評価する (https://jstc.jp/exam/about/)」検定試験である。和文英訳、英文和訳、冗長な英語を簡潔な英語に書き直す問題、2文を1文につなぐ問題、などから構成され、英語を書く力、好ましい英文へと修正する力を問う。1級は指導者向け、2級が実務者向けであり、ここ数年、1級は年間20~40名程度、2級は年間150~300名程度の合格者がおり、合格率は1級は10倍、2級は2.5倍~3倍程度である。

工業英検の過去問題を使った練習により、実際に英語を書く力、リライトする力を効率的に習得することができると思う。また工業英検では、スピードが求められる。時間を区切り、毎日1問、1級や2級の英訳問題を20分~30分使って解く、といった練習により、英文を素早く判断し、表現を決めたり修正したりする力をつけることができる。

工業英検1級を取得された弁理士の方々に、工業英検の取得が特許の実務にどのように役立つかを尋ねたところ、受験勉強を通じて実務に役立つ英語のスキルを身に付けることができたとの回答を得た。参考までに、ここに記載する。

工業英検1級の試験問題に取り組むことによって、英文の3C [正確 (Correct), 明確 (Clear), 簡潔 (Concise)] の重要性を知ることができるようになった。実務において、翻訳者の作成した英文の明細書が正確であるかという観点からだけでなく、明確および簡潔であるかという観点からも、チェックすることができるようになった。また、正確、明確、簡潔な英文に翻訳されるように意識して日文の明細書を作成することができるようになった。

工業英検1級は、質だけでなくスピードも重視している。受験のための勉強を通じて、英語の技術文書の読み書きのスピードが速くなった。外内、内外の中間処理を担当している弁理士にとって、英語の特許文献の速読、英語での意見書案の迅速な作成が求められる。受験を通じて養われた英語の技術文書の高速な処理能力は、外内、内外の中間処理の実務に役立っている。(西川信行 弁理士 2012年工業英検1級合格)

翻訳力、リライト力、要約力が向上し、英文明細書の作成、チェックのスピードが圧倒的に速くなった。工業英検1級の勉強を通じて、テクニカルライティングの技術を体系的に学

ぶことができた。その結果、自信を持って英語を書き、また、リライトすることができるようになった。また、日本語、英語ともに、正確、明確、簡潔な文章を書くことができるようになり、特に複雑な内容の和文、英文を作成する必要がある業務の効率が大幅に向上した。

工業英検1級の問題は、実務に直結するような問題が多いため、受験勉強を通じて、実務で必要となる英語を書く力、翻訳する力、要約する力を向上させることができた。(中西健 弁理士 2014年工業英検1級合格)

4. 明細書全体のチェックポイント：各項目の留意点

上記の「英語の特徴」に基づく「英文のチェックポイント」(図3)に加えて、さらには「特許の法律的側面」を考慮に入れた明細書全体の英文チェックが必要である。

「特許の法律的側面」を考えると、英文特許明細書の「二者の異なる読み手」が重要となる。Examiner (審査官) と Judge (Patent Judge: 審判官) である。「審査」と「権利行使」の両方を意識する必要があるのが、特許の英語の難しいところでもある。審査時には、文言は広く解釈される。特に米国では Broadest Reasonable Interpretation (MPEP2111) に基づき、最も広い合理的解釈がなされる。一方、権利行使の段階では、狭く解釈される。したがって、「広くて狭い表現」、つまり広く書くべき箇所を広く、明確に書くべき箇所を具体的で狭く、という相反する二つの側面を満たすことを検討しなければならない。英文明細書の作成時にすべての要件を満足させることは難しい。しかし、第一の読み手である Examiner (審査官) に加え、その先の読み手となりうる Judge (Patent Judge: 審判官) にも意識を向けることが大切である。

明細書の各項目において英文をチェックするポイントと表現の工夫を伝える。英文明細書のひな型にチェックポイントを入れ込む形にて (1) タイトル・背景技術・サマリー、(2) 図面の説明・実施の形態、(3) クレーム・アブストラクトの順に説明する。

ここでは、PCT 出願およびパリルート出願の両方に共通する内容として説明する。また出願国は米国に焦点をあてたが、欧州やその他の国にも適宜の変更で対応が可能とする。

以下では、各項目の概要説明やフォーマットに関す

る内容には☑, 具体的な英語の技法や翻訳方法には◆, 法律的観点からの留意点(例: 権利範囲を不要に狭くしないため)には★の記号を付す。適宜 MPEP (米国特許審査便覧) の記載も併記した。なお, 特許英語の実務には様々な方法やスタイルがある。ここに伝えるチェックポイントやひな型は, 筆者の翻訳経験に基づく方法の紹介であり, 実際には, 各案件に適切な方法を取捨選択されたい。

(1) タイトル・背景技術・サマリー

TITLE IN CAPITAL LETTERS 【タイトル】

- ☑簡潔かつ技術的に正確で描写的に書く。(MPEP606 Title of Invention [R-08.2012])
- ☑大文字で書き, センタリングする。
- ◆「装置」の訳語は apparatus を基本とし, 他にも device や circuit, また一般名称(例: print head など)も分かりやすさに応じて使用が可能。

BACKGROUND 【背景技術】

1. Technical Field (発明の分野)

[0000] The present invention relates to ____, and more particularly, to ____.

- ☑「発明の分野」では発明が関連する技術分野について書く。請求項に係る発明の主題について書く。(MPEP608.01 (c) Background of the Invention [R-07.2015])
- ☑段落番号[0000]の後ろにはスペースを4つ入力(明細書全体と同様)。(37 C.F.R. 1.52(6))
- ◆ The present invention relates to __ から開始する。
- ★「本発明 (the present invention/the invention)」という言葉避けたい場合には, The disclosure relates to __ とする。他にも Aspects of the disclosure relate to や Embodiments relate to など可能であり, 適宜選択する。

2. Description of the Background (関連技術の記載)

[0000] XXs for doing Y are known. An XX includes __.

- ☑「関連技術の記載」では, 出願人が知っている先行技術やその他の開示されている情報を書く。(MPEP608.01 (c)

Background of the Invention [R-07.2015])

- ☑技術の問題点から解決法へのストーリーが強調されることが多いが, 翻訳時はできるだけ「淡々と情報が出る」ように記載する。
- ☑「概要から詳細」へと話題が展開されているかを確認する。
- ◆「背景技術」は表現が複雑になりがち。文頭に句が飛び出すことを減らし, 主語から文を書き出す。長文は区切る。
- ◆主語を単数形・複数形のどちらにするかについて, 「一般論」には複数形, 装置の構造など具体的な内容には単数形を使うと書きやすく, 読みやすい。
- ◆「Y する XX が従来より知られている」と書く場合, 次の表現例から選択可能。
- 例: ○ XXs for doing Y are known. ○ A known XX does Y. ○ XXs have been developed to do Y.
- ◆背景技術の時制は「現在形」または「現在完了形」。元の日本語が「～であった」でも過去形は不要。
- ◆× There is/are __ (～がある) や × It is __ to 構文 (～することは～である) の多用, 関係代名詞の多用を避ける。
- ★「従来～」の訳語に prior art は避けることで, 自認した引例 (admitted prior art) と解釈される (MPEP2129 Admissions as Prior Art [R-08.2012]) ことを防ぐ。(米国向け)

[0000] However, the XX __. The XX uses __.

- ◆接続的な言葉 × Therefore, Accordingly (したがって) が頻出しやすいが, 英語では最小限に減らす。文と文を「内容」でつなぐ工夫をする。
- ◆一方, 逆説を表す ○ However, Unfortunately (しかし) は文の流れやすさを助けることがある。必要に応じて使う。
- ★「背景技術」は明細書全体に関わる部分であるため, 権利範囲を不要に狭くしないために「意味が強い言葉 (例: problem, require/need, critical/important, risk)」の使用を控える。
- ★例えば「そこで」といった日本語に対して To solve this problem, などと「問題」を訳文に追加するようなことは控える。
- ★また, require/need (～を必要とする) は, 例えば use, include で処理が可能。例: 「XX には Y が必要」は × The XX requires/needs Y. → ○ The XX uses/includes Y. と表現できることがある。
- ★「Y する XX が求められている」は, × XXs that do Y are

required. や × XX are required to do Y. → ○ XXs have been awaited. や ○ XXs are to do Y. (予定・義務を表す be to) と表現できる。

★「要求される性能」なども × required performance → ○ intended performance (意図する性能) と変更することで、明確性を損なわずに婉曲に表現可能。

★「～することが重要である」などの日本語にも、× critical や important などの言葉は避けて、淡々と描写することも可能。例：× It is critical/important to reduce the number of components within the network. → ○ The network may use fewer components. や The network including fewer components is to be used. といった処理が可能な文脈もある。

★「XX が Y する恐れがある」といった日本語への英訳に × There is a risk of XX doing Y. などと risk という文言を使用しない (PL 法対策) → ○ XX may do Y. などと助動詞を使って表現できる。

SUMMARY 【サマリー】

[0000] One or more aspects of the present invention are directed to an XX apparatus that ____.

☑ サマリーには発明の本質と実体を記載する。(MPEP608.01(d) Brief Summary of Invention [R-07.2015])

◆ 書き出し文は、It is an object of the present invention to provide ____ . や An object of the present invention is to provide ____ . といった表現がある。

★「object (=目的)」の文言を避けたい場合には、次の表現を使う。→ One or more aspects of the present invention (または the disclosure) are directed to ____ .

★「上記の問題を解決すべく、」や「上記の問題に鑑み、」を文頭に訳す必要がある場合も、In response to the above issue, とすれば婉曲に表現できる。

◆ × The invention has been made in view of solving the above-mentioned problem, and it is an object of the present invention to provide an XX apparatus that does Y. (上記の問題に鑑み本発明がなされた。本発明の目的は Y する XX 装置を提供することである。) のように長くなる場合、語数を減らす。

→ ○ In response to the above issue, it is an object of the present invention to provide an XX apparatus that does Y.

→ ○ In response to the above issue, one or more aspects of the present invention are directed to an XX apparatus that

does Y.

[0000] An XX apparatus according to a first aspect of the present invention includes ____ .

☑ クレームに記載される発明に相応するように書く。(MPEP608.01(d) Brief Summary of Invention [R-07.2015])
つまり独立クレームよりコピーペーストして作成する部分となる。クレームのように1つのピリオドで書くという決まりはないため、できる限り普通の文章に組み立て直す。

☑ サマリー中の「第1の発明や第2の発明」といった言葉には aspect を使う。例：one aspect (一つの様相), another aspect (別の様相), still another aspect (さらに別の様相) または a first aspect (第1の様相), a second aspect (第2の様相)。

☑ サマリーは、「実施の形態 (自然に描写)」と「クレーム (独特の文言を使用)」の中間的な表現を採用する。要素名などの用語をクレームから引き継ぎつつ、適宜、実施の形態中の相応する単語も使用が可能。

☑ 移行句 comprise はサマリーでは include に変更する。クレームの句読点である「コロン・セミコロン方式」も避けて普通の句読点に変更する。また、be configured to → 関係代名詞 that に変え、wherein 節や分詞節 (XX being YY) も避けて普通の文へと整えることが可能。

◆ 例：× An apparatus according to one aspect comprising: an X unit configured to do A; a Y unit located adjacent to the X unit, the Y unit being configured to do B; and a Z unit located on the Y unit.

→ ○ An apparatus according to one aspect includes an X unit that does A, a Y unit that is located adjacent to the X unit and does B, and a Z unit located on the Y unit. (語順は変えず、句読点と be configured to を整える) または
→ ○ An apparatus according to one aspect includes an X unit, a Y unit, and a Z unit. The X unit does A. The Y unit is located adjacent to the X unit. The Y unit does B. The Z unit is located on the Y unit. (要素を前に出し、あとで一つずつ説明)

◆ 英単語の理解として、aspect は「発明の特徴 (feature)」の意味ととらえるとわかりやすい。類似の embodiment (実施の形態) は、「発明の一例 (version)」の意味ととらえる。

★ 狭い文言・強い表現が含まれていないことを確認しておく (例：be composed of/consist of はクローズを意図しない場

合は include に変更, require, critical, important などを使用を避ける)。

[0000] An XX method according to a second aspect of the present invention includes __.

(2) 図面の説明・実施の形態

BRIEF DESCRIPTION OF THE DRAWINGS

【図面の説明】

[0000] FIG. 1 is a perspective view of an XX apparatus according to one or more embodiments.

FIG. 2 is a block diagram of the XX apparatus.

☑各図を簡単に説明する。(MPEP608.01 (f) Brief Description of Drawings [R-07.2015])

☑部分図は、同じ番号と、番号の後ろに大文字を使って特定する。(MPEP608.02 Drawing [R-07.2015]) 部分図が適切に記載されているかを確認する(例: × FIG. 1(a) → ○ FIG. 1A)。

◆図が「何図」かを適切に書く。例:「関係を表す図」は graph など。

★「発明」という言葉には, embodiment(s)/one or more embodiments を使い, the invention 単体では用いない。つまり, 「本発明の装置」は, × FIG. 1 is a perspective view of an apparatus of the invention. → ○ FIG. 1 is a perspective view of an apparatus according to one or more embodiments (of the invention)。

DETAILED DESCRIPTION 【実施の形態】

Embodiments

[0000] An XX apparatus according to embodiments of the present invention will now be described with reference to the drawings. An XX apparatus 100 according to a first embodiment includes...

☑発明を描写する。完全, 明確, 簡潔, 正確な言葉で書く (MPEP608.01 Specification [R-07.2015])

◆「文の組み立て」「文のつながり」の各チェックポイントに特に注意をして, 発明技術を平易な表現で伝える。一つの文に情報を詰め込みすぎないように, 適宜区切り, つなぎ, 整え

る。

◆「～を備える」には include を使う。「穴」「表面」「端部」など, それが含まれるかどうかに疑義が生じず, かつ have の使用が自然である単語には have を使ってもよいが, それ以外には最も広い include を使う。

★狭い文言を避ける。× consist of, be composed of → ○ include に変更する (クローズを意図しない場合)。

★意味が強い助動詞 must, should, has/have to は避ける。

★「許容」を表す助動詞 may は, 変形例や任意事項を表すために使用可能。

★日本語「好ましくは」を淡々と描写したい, つまり複数例間の優劣を表したくない場合には, Preferably, → ○ In some embodiments, や may を使う。

例:「好ましくは, X は Y である。」→ ○ In some embodiments, X is Y. や ○ X may be Y. など。「X が Y である」場合の利点を具体的に描写すれば, In some embodiments, や may を使っても, 日本語「好ましくは」の意味が残る。

(3) クレーム・アブストラクト

CLAIMS 【クレーム:PCT】

WHAT IS CLAIMED IS: 【クレーム:パリルート】

☑発明と考える主題について, 具体的に指摘し, 明確に主張する。保護範囲を定義する重要な部分である。(MPEP608.01 (k) Statutory Requirement of Claims [R-08.2012])

☑PCT の場合は CLAIMS をセンタリング, パリルートの場合 WHAT IS CLAIMED IS: を左寄せ, とする。

☑主題を特定の指示しかつ明確に主張するクレームにする。(Pre-AIA 35 U.S.C. 112 Specification)

☑装置クレーム, 方法クレームという「カテゴリー」を意識して, それぞれに適切な表現を使う。「装置クレーム」では, 「構造」を描写する。「方法クレーム」では「ステップ」つまり「行為」を書く。

【独立クレーム (装置クレーム)】

1. An XX apparatus, comprising (移行句): (要素列挙のコロン)

an A; (要素間を区切るセミコロン)

a B interrelated with A; and (最終要素の前に and)

a C interrelated with B.

☑複数要素間に改行とインデントを使う。必要に応じてサブ要素に別のインデントを使うことが可能。(MPEP608.01 (m) Form of Claims [R-07.2015])

☑移行句の後にコロン，要素間にセミコロン，要素間に改行を使う。

☑移行句には原則として comprising を使う。comprising はクレームに記載されていない要素やステップを排除しない。(MPEP 2111.03 Transitional Phrases [R-08.2017])

☑「構成要素が何か」が一見して分かる形にする。

☑ミーンズプラスファンクションクレームを意図しない場合には，要素に for...ing を使うことを避ける。

☑初出の要素に the を使わない。既出の要素は the で受けて記載する。(MPEP 2173.05 (e) Lack of Antecedent Basis [R-08.2017]) 「冠詞の有無」によりクレーム内，クレーム間のストーリーをつなげる。

☑図面を参照せずに頭に「発明を描ける」ことを確認する。

◆「複数」には a plurality of を使う。「一又は複数」は one or more または at least one を使う。

◆各要素の説明が長くなる場合には，区切って分詞句を挿入する形とする。例：the A unit being _

◆独立クレーム中に wherein 節を使う場合，wherein 節の主語には「既出のもの」を置く。

◆「一方」「他方」には one と other を使う代わりに，a first と a second を使うと平易に表現できる。

◆「略語」の使用は避ける。フルスペルで記載する，または例えば the HV mode being a hybrid vehicle mode などと一か所に定義しておく。

★「装置クレーム」に構成要素の機能（動作）を書くことも可能。その場合，「そのように機能（動作）する構造となっている」ことを書く。例えば「第1面に沿って移動する X 部」は，× an X unit moving along a first surface. → ○ an X unit movable along a first surface. (移動可能な X 部) とする。

「A 部に接続する X 部」は，常に接続した構造であれば an X unit connected to the A unit (接続している) や an X unit connecting to the A unit (接続している)，→ 装置が動作した場合にのみ接続する構造であれば，○ an X unit connectable to the A unit (接続可能) とする。機能（動作）を表す単語に ...able の形がない場合，be configured to を使用する。

★「装置クレーム」では，例えば「～から形成される」などの文言は，× is formed by や is formed from を控え，○ comprise/include に変更することで，プロダクトパイプ

スクレーム (MPEP2113 Product-by-Process Claims [R-08.2017]) として解釈されることを避ける。

【従属クレーム】

2. The XX apparatus according to claim 1, wherein (wherein 節で従属先クレームの内容をさらに説明する)

the A includes D and E.

3. The XX apparatus according to claim 1, further comprising: (further comprising で要素を加える)

D interrelated with A.

☑従属先クレームとの「つながり」を確認する。従属先クレームから表現がつながり，内容をつなげて理解できることを確認する。

◆「数と冠詞」のつながりに注意をする。「初出→既出」の記載は，例えば a plurality of XXs (初) → the plurality of XXs/each of the plurality of XXs (既)，at least one X (初) → the at least one X (既) のように同じ形で受ける。

◆ wherein 節内には，主語と動詞を使う。wherein 節の主語には通常「既出のもの」を置く。

...

【独立クレーム（方法クレーム）】

17. A method for XX comprising:

__ ing __;

__ ing __; and

__ ing __.

☑ステッププラスファンクションクレームを意図しない場合には，step for の文言を避ける。

× A method for XX, comprising the steps of: __ ing

→ ○ A method for XX, comprising: __ ing __; __ ing; and __ ing __. と書く。

18. The method according to claim 17, wherein __ ing __ includes __ ing __.

◆既出のステップを引用する場合には，__ ing __ (既出のステップの内容) includes __ (～するステップは，～すること

を含む)と表現できる。また the __ing__ (既出のステップの内容に the をつける) includes __も可能 (前記～するステップは、～することを含む)。

19. The method according to claim 18, further comprising:

__ing__.

【独立クレーム (その他：記録媒体)】

20. A non-transitory storage medium storing a program causing a processor to implement:

__ing__;

__ing__; and

__ing__.

米国用の記録媒体クレーム (storage medium) は、a non-transitory storage medium (非一時的な記録媒体) とする。(MPEP2106 Patent Subject Matter Eligibility [R-08.2017])

ABSTRACT 【アブストラクト】

An XX apparatus includes A, B, and C.

明細書の技術的開示を簡潔に記載する。クレーム独特の文言 (said, means) は避ける。150 ワードに収める。(MPEP608.01(b) Abstract of the Disclosure [R-07.2015])

最も広い独立クレームに基づいて作成する。英→英リライトにより語数を減らし、制限語数 (150 ワード) に収める。

◆ An apparatus や A method を主語に開始する。This disclosure concerns, のような文言から開始しない。

5. おわりに—翻訳者と知財担当者の協力関係の提案

円滑な審査と強い権利取得を可能にする英文特許明細書のチェックポイントと「英語の特徴」に沿ったライティング手法を提案した。このチェックポイントとライティング手法を実践するためには、特許翻訳者側のスキルアップは必須であり、①発明技術の理解、②特許の法律の理解、③英語の自由な表現力を獲得することが必須である。一方で、翻訳者全体がそのような方向性でスキルアップした場合、この翻訳方法に対して知財担当者の理解と協力を得たいと願う。この方法で翻訳者が翻訳を行い、知財担当者が的確かつ効率的なチェックを通じて翻訳者の翻訳文の軌道修正をする、そのような協力体制が構築できれば、意図する権利範囲を正しく伝える英文明細書の作成が可能になる。ひいては日本全体の英文明細書の品質向上へと効果的につなげることができると考える。

(参考文献)

- (1) 中山裕木子, 外国出願のための特許翻訳英文作成教本 (2014) 丸善出版
- (2) ベンジャミン・J. ハウプトマン他, 米国特許出願書類作成および侵害防止戦略 (2017) 経済産業調査会
- (3) 中山裕木子, 会話もメールも英語は3語で伝わります (2016) ダイヤモンド社
- (4) Gary Blake & Robert W. Bly, The Elements of Technical Writing, Longman, 1993
- (5) Robert C. Faber, Faber on Mechanics of Patent Claim Drafting, Sixth Edition, Practising Law Inst, 2009
(原稿受領 2018. 5. 21)